

# 現代アメリカ合衆国におけるアファーマティブ・アクション論争

## 一 住民提案の投票プロセスにおける比較分析 一

吉岡宏祐

### 要 旨

本論は、アファーマティブ・アクションの廃止を画策する住民提案が投票に付された諸州を対象とした上で、提案が推進された過程に関して分析を行うものである。具体的には、提案に見られた共通性、提案擁護派と反対派勢力の変遷過程、ならびに提案否決の要因について見ていく。議論を先取りして言えば、各州の提案には、公民権法の理念や文言の援用、「アファーマティブ・アクション」から「優遇措置」という語彙への戦略的転換、ならびに「黒人」保守派を運動の先頭に据えるという戦術上の共通性が見られた。対して、提案否定派は、提案中の文言の曖昧性を指摘し、または実際に文言を改訂することによって、提案の否決を模索したのであった。

キーワード：アファーマティブ・アクション／住民提案／優遇措置／公民権提案

### はじめに

筆者は、1960年代以降黒人問題を解決する一方策として合衆国が採用してきたアファーマティブ・アクション（Affirmative Action：以下「A.A.」と略記）に関心を持っている。なぜなら、A.A. は、当初は人種問題を解決する目的で導入されたのであったが、1990年代中葉を迎えると、その有効性や「逆差別」性が問題となり、多くの州で見直しが図られているからである。その際、A.A. 廃止派によって最も多用されたのが、住民提案を提起することによってA.A. の廃止を画策するという方法であった。この住民提案とは、所定の数以上の有権者の署名に基づき、有権者自身が直接州法を提案したり、州憲法を修正したり、それらを拒否する手段のことであり<sup>1</sup>、この直接民主主義の政治手法が全米のA.A. の動向に与えた影響は看過できない。そのことは、2003年に合衆国最高裁が、ミシガン大学法科大学院におけるA.A. に合憲判断を下したとはいえ、その後2006年に、ミシガン州で提起された住民提案によって同州内のA.A. が廃止されたという事例や、同様の住民提案がこれまでミシガン州も含めて九つに及ぶ州で提起されてきた事実からも窺い知ることができる。

ところで、この住民提案に関しては、これまでいくつかの研究が行われてきた。例えば、州レヴェルで提案が可決された過程を扱った研究として、リディア・チャヴェス（Lydia Chavez）やデイヴィッド・O・ストヴァル（David O. Stovall）による研究が挙げられる<sup>2</sup>。これらの研究は、その考察対象を一つの州に絞って州内外の政治的論争を背景にした提案の可決過程を分析している点にその特徴がある。しかしながら、後述するように、A.A. 廃止派が全米規模で住民提案推進運動を展開し

たことに鑑みれば、一州に限定した分析の枠組みでは、運動のダイナミズムを捉えきれないのではないかと考えられる。一方、ローレン・P・サエンズ (Lauren P. Saenz) の研究は、住民提案によって A.A. を廃止した複数の州を対象としており、各州において、方策の廃止が大学の入学者数に与えた影響を分析している (Saenz 2010, 3)。とはいえ、サエンズ自身が、「注意を払うに値する領域があるとすれば、それは提案のプロセスそれ自体である」(Saenz 2010, 189) と認めているように、この研究は、住民提案推進によってもたらされた結果に比重を置いているものであって、その経過に関する分析はほとんど行っていない。従って、本論では、住民提案が投票に付された複数の州を対象とした上で、提案が推進されたプロセスに関して分析を行う。具体的には、提案に見られる共通性、提案擁護派と反対派勢力の変遷過程、ならびに提案否決の要因について見ていく。その上で、住民提案に関する動向に関して若干の考察を行いたい。

## 1. 住民提案の推進過程

### 1) 住民提案に見られる共通性

まず、議論を始めるための予備的作業として、A.A. 廃止提案に関する動向に関して確認しておきたい。これまでに、A.A. 廃止提案が可決された州は4州あり、その内訳は1996年のカリフォルニア州、1998年のワシントン州、2006年のミシガン州、ならびに2008年のネブラスカ州となっている。また、A.A. 廃止提案が提起されるも、提案を否決した都市と州の事例には、1997年のヒューストン市、ならびに2008年のコロラド州がある<sup>3</sup>。

表 1 : A.A. 廃止提案に関する動向と提案の文言<sup>4</sup>

A.A. 廃止提案が可決された諸州の動向と提案の文言	
カリフォルニア州 カリフォルニア公民権提案【住民提案209号 (Proposition 209)】 投票日: 1996年11月5日 投票結果: 可決 賛成票: 5,268,462票 54.6% 反対票: 4,388,733票 45.4%	カリフォルニア公民権提案 (California Civil Rights Initiative: CCRI) の文言 州・地方政府・行政区・公立大学・カレッジ・学校・その他の政府機関が、公的雇用・公的教育・公的契約において、いかなる個人や団体に対しても、 <u>人種・性別・肌の色・民族・出身地に基づいて、差別をし、もしくは優遇措置を講じることを禁止するものとする。</u> (下線筆者)
ワシントン州 ワシントン公民権提案【住民提案200号 (Initiative 200)】 投票日: 1998年11月3日 投票結果: 可決 賛成票: 1,099,410票 58.22% 反対票: 788,930票 41.78%	ワシントン公民権提案 (Washington Civil Rights Initiative: WCRI) の文言 州が、公的雇用・公的教育・公的契約において、いかなる個人や団体に対しても、 <u>人種・性別・肌の色・民族・出身地に基づいて、差別をし、もしくは優遇措置を講じることを禁止するものとする。</u> (下線筆者)
ミシガン州 ミシガン公民権提案【提案2号 (Proposal 2)】 投票日: 2006年11月7日 投票結果: 可決 賛成票: 2,141,010票 58% 反対票: 1,555,691票 42%	ミシガン公民権提案 (Michigan Civil Rights Initiative: MCRI) の文言 ミシガン大学、ミシガン州立大学、ウェイン州立大学、その他のいかなる単科大学や大学、地域短期大学、ならびに学区が、公的雇用・公的教育・公的契約において、いかなる個人や団体に対しても、 <u>人種・性別・肌の色・民族・出身地に基づいて、差別をし、もしくは優遇措置を講じることを禁止するものとする。</u> (下線筆者)

ネブラスカ州 ネブラスカ公民権提案【住民提案 424号 (Initiative 424)】 投票日：2008年11月 投票結果：可決 賛成票：389,372票 58% 反対票：287,233票 42%	ネブラスカ公民権提案 (Nebraska Civil Rights Initiative: NCRI) の 文言 (1) (ネブラスカ) 州が、公的雇用・公的教育・公的契約において、 <u>いかなる個人や団体に対しても、人種・性別・肌の色・民族・出身          地に基づいて、差別をし、もしくは優遇措置を講じることを禁止す          るものとする。</u> (下線筆者)
A.A. 廃止提案が否決された州・都市の動向と提案の文言	
コロラド州 コロラド公民権提案【修正案46号 (Amendment 46)】 投票日：2008年11月 投票結果：否決 賛成票：1,046,970票 49% 反対票：1,080,233票 51%	コロラド公民権提案 (Colorado Civil Rights Initiative: CoCRI) の文 言 (1) (コロラド) 州が、公的雇用・公的教育・公的契約において、 <u>いかなる個人や団体に対しても、人種・性別・肌の色・民族・出身          地に基づいて、差別をし、もしくは優遇措置を講じることを禁止す          るものとする。</u> (下線筆者)
ヒューストン市 ヒューストン公民権提案【住民提案 A号 (Proposition A)】 投票日：1997年11月5日 投票結果：否決 賛成票：46% 反対票：54%	ヒューストン公民権提案 (Houston Civil Rights Initiative) の文言 <u>人種・性別・肌の色・民族・出身地に基づいて、差別を行わず、ま          た優遇措置を付与しないこととする。</u> (下線筆者)

これら各州の提案の共通項として特筆すべきは、「公民権提案」(Civil Rights Initiative) というその名が示す通り、各提案が公民権法の理念や文言を援用して起草されている点にある。1964年公民権法第6編601条は、連邦援助計画における人種等による差別禁止に関して、「合衆国におけるいかなる個人も、人種・肌の色・出身地によって、連邦の財政援助を受けている政策や活動への参画から締め出されたり、それら政策や活動の恩恵を拒否されたり、もしくは、それら政策や活動において差別を受けないものとする」(傍点筆者)と規定しているのに対して、表1にあるように、各提案はほぼ共通して、「公的雇用・公的教育・公的契約において、いかなる個人や団体に対しても、人種・性別・肌の色・民族・出身地に基づいて、差別をし、もしくは優遇措置を講じることを禁止するものとする」と規定している。1964年公民権法は、「個人」(person) という抽象的かつ普遍的な言葉を用いて起草されているものの、その対象とする人種・民族集団とは、歴史的にアメリカ合衆国の主流社会から排除されてきた、黒人、ヒスパニック、ネイティブ・アメリカ人、アジア系、太平洋諸島出身者であった。そして公民権運動を支持する当時の国民の世論もこの指針を後押ししたため、「結果の平等」を希求する A.A. に対してもこれといった反対は生じなかった(上坂 1992, 78-9)。しかしながら、1990年代中葉以降の各州においては、公民権法の文言が人種等を特定しない「カラー・ブラインド」であることを逆にとり、A.A. が白人に対する「逆差別」であるという保守的な解釈が試みられた。このような解釈は A.A. に対する批判を喚起し、同方策を政治問題化することを容易にしたと言える。

次に、第二の共通点としては、各提案が A.A. を廃止する目的で起草されているにも拘らず、提案の本文中に「A.A.」というフレーズが一切記載されていないことが挙げられる。これは、全米で最も早い1996年に A.A. を廃止したカリフォルニア州での経験に基づいている。同州において A.A. 廃止提案を起草したグリッ・カーストレッド (Glynn Custred) とトーマス・E・ウッド (Thomas

E. Wood) という二人の白人男性は、当初同提案を1994年の住民投票に付す予定であったが、この目標は叶わなかった。なぜなら、彼らの初期の提案が、「A.A.」という文言を使って起草されていたことがその要因であった (Pusser 2004, 43)。それというのも、同州の有権者に占める A.A. 支持者の数が反対者の数を僅かに上回っていたからである。また、彼らは無党派であったため、政党からの支持を得ることができなかった。同州で提案を投票に付すためには、およそ700万人分の署名が必要であり、これを集めるためには100万ドル以上の資金が必要であった。その後、彼らは提案の推敲を重ね、最終的に、「A.A.」という文言を削除し、代わりに、「優遇措置」(preferences) という表現へと変更した。これによって、同提案は州内における共和党指導者等の支持を徐々に獲得していった (Ibid)。以降、有権者や共和党の支持を獲得するために、「A.A.」ではなく「優遇措置」という文言を使用することが、他州においても慣例となったのであった。

最後に、第三の共通点としては、これまで A.A. 廃止提案が提起された全ての州において、A.A. の廃止を声高に唱え、運動を推進したのが、ウォード・コナリー (Ward Connerly) という黒人実業家であったという事実である。自称、自助努力によって成功したセルフ・メイドマンであるコナリーにとって、A.A. とは、黒人の劣等性を証明するのみならず、科学的根拠のない社会・歴史的構築物としての人種概念を強化することにより、「人種的不和」をもたらし、その結果、アメリカの統合を阻むものであったため、到底容認できない政策であった (Connerly 2000, 3, 11, 19)。また、大きな政府に対して否定的なリバタリアニズム思想を体現していたコナリーは、「個人の権利」や「生得権としての自由」を政府の干渉から擁護するため人種分類そのものに対して異議を唱えたのであった (Connerly 2000, March 23; Connerly 2001, May 12; Connerly 2003, April/ May)。確かに、このような議論は、シェルビー・スティーラー (Shelby Steele) 等黒人保守主義者によってこれまでも語られてきたのであって、そこに真新しさはさほどない。しかしながら、コナリーの特異性は机上での空論を様々な手段を通じて実践に移した点にあったといえる。その際、白人保守派や共和党は背後からコナリーの闘争を支援したのであった。

このように、各州の住民提案推進のプロセスには、幾つかの共通性が見られた。それは、公民権法の理念や文言の援用、「A.A.」から「優遇措置」という語彙への戦略的転換、ならびに黒人保守派を運動の先頭に据えるという共通性であった。これらの傾向は、A.A. 廃止提案が提起された全ての州において確認可能であるという点で、A.A. 廃止派の戦術は当初から一貫していたといえる。しかしながら、この戦術を支援する主体に関しては、決して不変的なものではなかった。以下では、この点について見てみよう。

## 2) 住民提案擁護派の変遷過程

提案推進派の支援者として中心的な役割を担ったのは、コナリーが1997年に設立した「アメリカ公民権協会」(American Civil Rights Institute: 以下「ACRI」と略記) と呼ばれる団体であった。これは、「人種・ジェンダーに基づく優遇措置に関して、国民を啓蒙するために設立された全国組織」である<sup>5</sup>。この協会設立の背景には、保守系の財団との密接な繋がりがあった。その一つは、ミルウォー

キーにある保守系のブラッドリー (Lynde and Harry Bradley) 財団で理事を務めるトーマス・L・ローズ (Thomas L. Rhodes) と呼ばれる人物が協会創設のメンバーとして携わっていたことである。ローズはかつて保守系のシンクタンクであるヘリテッジ財団 (Heritage Foundation) やマンハッタン協会 (Manhattan Institute) において理事を務めていた人物であった。このような経歴を持つローズは ACRI の共同議長としてコナリーと共にその運営にも関与したのであった。いま一つは、この人物を介して、保守系の財団による多額の資金援助が同協会に行われたことである。ローズが理事を務めるブラッドリー財団、ならびにヘリテッジ財団の主要な資金源となっているニューヨークのジョン・M・オリン (John M. Olin) 財団は協会設立最初の2年間に総額925,000ドルの助成を協会に行っている (Media Transparency n. d.)。

また、もう一つの支援団体としては、州共和党の存在が挙げられる。確かに、後に見るように、その後提案推進派と共和党は袂を分かつのであるが、カリフォルニア州やワシントン州といった運動の初期段階では、双方の結びつきは強固であった。例えば、カリフォルニア州では、当時共和党選出の州知事であったピート・ウィルソン (Pete Wilson) は、州共和党からの464,859ドルを含む総額500,000ドル以上の資金を調達した。この潤沢な資金を元手に、コナリーは、数多くのラジオ番組でカリフォルニア公民権提案の支持を呼び掛ける演説を行った (Chavez 1998, 75)。また、ワシントン州においても共和党による支援がなされた (Stein 2006)。例えば、共和党は、寄付者に対して請願書のコピーを配送し、いったん署名の入った請願書を受け取ると、今度はそれを A.A. 廃止派に転送していた (Holmes 1998)。このように、共和党は、運動初期の段階では経済面・物質面双方において提案推進派を支援していたのであった。

ところが、コナリーの運動がフロリダ州において展開された1999年になると、運動への風当たりが徐々に強くなっていく。フロリダ州における民主・共和両党がコナリーの提案に対する不支持を表明したのに続き、フロリダ州知事であるジェブ・ブッシュ (Jeb Bush)、ならびにその兄で当時2000年大統領選挙の共和党候補の一人でもあったジョージ・W・ブッシュ (George W. Bush) テキサス州知事も同提案から距離を保ち続けたのであった。前者に関して、フロリダ州民主党委員長であるチャールズ・ホワイトヘッド (Charles Whitehead) は、以下のような声明文を発表して、提案への不支持を表明した。「今は進歩という時計の針を巻き戻すのに適切な時などでは決していない。全フロリダ市民の本当の機会を脅かし、差別の痕跡を隆盛させるような政策と我々は戦うつもりだ」 (Bennett 1999)。加えて、フロリダ州共和党委員長でキューバ系アメリカ人のアル・カルデナス (Al Cardenas) は、コナリーの提案を「不快」だと切り捨てた (Cohen 1999)。それというもの、「提案が一旦投票に付されれば、我々は難しい判断を迫られることになる」からであった。このため、カルデナスは、地元経済団体に対し提案への援助を自粛するよう働きかけ、同提案が投票に付されるのを未然に防ごうとした (Neal and Broder 1999)。この背景には、コナリーの提案によって、伝統的に民主党を支持してきた黒人有権者が活気づくことに対する共和党の懸念があった (Becker 1999)。

一方後者に関して、ジョージ・W・ブッシュは、かねてから A.A. の廃止に対して好意的な姿勢を見せていた人物であった。彼は、「割当制や優遇措置は一切認めないという精神を私は支持する」

とも明言していた (Connerly 2000, 252)。それでは何故彼はコナリーに反対したのであろうか。その要因としては、選挙対策上の理由が挙げられる。すなわち、ブッシュにとって反 A.A. を選挙公約として掲げることは、保守層の支持を取り込むことを可能にしたが、他方ではそのあまりの急進性のためにマイノリティの支持を失う危険性をはらんでいた (Cohen 1999)。この点で、大統領選を控える彼にとって、A.A. の完全撤廃を標榜しているコナリーの提案に同調することはまさに諸刃の剣だったのである。事実、共和党には、住民提案によって過去に A.A. を廃止したカリフォルニア・ワシントンの両州で、同提案に支持を表明した結果大きな痛手を負った経緯があった。すなわち前者では、ウィルソン州知事が提案を熱烈に支持したのであるが、このことが仇となって州議会で共和党は大幅に議席を減らし、後者においても、1998年にコナリーの提案が承認されたとはいえ、民主党が選挙戦を制していた (Neal and Broder 1999)。このため、2000年の大統領選挙を見据えたブッシュは提案に対する態度を保留する必要があるがあった。果たしてこれ以降、共和党がコナリーの運動を表立って支援することはなくなった。

これとは対照的に A.A. 廃止提案撤廃派は、徐々にその支持団体を獲得していった。例えば、ワシントン州における闘争では、多くの地元企業が A.A. の擁護に回り<sup>6</sup>、また、2006年に闘争がミシガン州で繰り広げられた際には、様々な団体や個人が A.A. の擁護に名乗りを上げた。ダウケミカルや三大自動車メーカーを始めとする大企業<sup>7</sup>、トラック運転手組合や自動車労働組合を始めとする労働組合 (Barillas 2006)、NAACP や女性有権者同盟を始めとする政治団体<sup>8</sup>、デトロイト市長やミシガン州知事といった首長、ならびに各大学の学長等が A.A. 擁護派に名を連ねた。また、投票前の最終週には、当時イリノイ州選出の上院議員バラク・フセイン・オバマ (Barack Hussein Obama) が、ラジオ広告の中で修正案に反対票を投じるよう人々に呼びかけ、黒人初の大統領候補となったジェシー・ジャクソン (Jesse Jackson) 牧師が修正案に反対するキャンペーンを展開するため同州を訪れるなど、提案反対派は州の枠組みを超えて、その支持を獲得していった (Schmidt 2006)。

このように、政界や財界、大学などが A.A. の擁護に回ったのを受けて、A.A. 廃止提案推進派はポピュリスト的性格を強めていった。エリート的な民主主義を否定し、一般大衆との近さを模索するため国民投票や州民投票といった草の根的な直接民主主義制度を多用することで知られるこのポピュリズム的思想は、提案推進派の言説中にも色濃く反映されていた。例えば、ミシガン大学学部における A.A. 訴訟を提起し、ミシガン公民権提案の推進者の一人でもあったジェニファー・グラッツは、「ミシガン州の人々はエスタブリッシュメントに対して立ち上がった」であるとか (Schmidt 2006)、「アメリカ人は依然として平等の機会という理想を真剣に受け止めている。たとえ指導者はそうでなかったとしてもである」と語ることによって (Payne & Dalmia 2006)、反エリート的で大衆迎合的な言説を展開した。この言説の背景には、これまで反 A.A. の姿勢を見せてきた共和党がミシガン公民権提案から距離を取ったことに対する焦燥感があったと考えられる。グラッツは、多くの共和党関係者が彼女に対して、「君を支持しているが、表立っては何も言えないのだよ」と耳打ちした際に感じたもどかしさを後に吐露している (Stein 2006)。このような共和党による提案か

らの撤退に対して、保守派の論者は、「正しいのは有権者で、間違っているのはエスタブリッシュメントである」(Taylor Jr. 2006)と喧伝し、リベラル派の新聞は運動全体を「ポピュリズム運動」として捉え、これを報道したのであった (Schmidt 2006)。

以上のように、ここでは、住民提案擁護派の変遷過程を見てきた。当初、共和党は、A.A. 廃止提案に対して支持を表明することによって、選挙戦を優位に戦おうとした。しかしながら、提案への同調が、選挙対策上むしろ不利に働くことが分かると、共和党指導者等は、表立って提案を支持することを控えるようになった。果たして、提案推進派は、エスタブリッシュメントからの脱却を唱え、徐々にポピュリズム的性格を強めていったのであった。では、A.A. 擁護派は、提案推進派の戦術に対してどのような対抗策を講じたのであろうか。以下では、A.A. 廃止提案が例外的に否決されたヒューストン市ならびにコロラド州の事例を手掛かりに、この点について見てみよう。

## 2. 住民提案に対する対抗策

### 1) ヒューストン市における住民提案 A 号の否決

1997年、テキサス州ヒューストン市で住民提案 A 号 (Propositon A) と呼ばれる提案が提起された。これは、エドワード・ブラム (Edward Blum) という投資仲介人を務める一人の白人男性が、同市の雇用・契約の分野における A.A. を廃止すべく提起した提案であった。では、ブラムが同提案を提起した理由とは何だったのであろうか。それは、すなわち A.A. の「不公平性」にあった。ブラムは、同市における A.A. が白人男性の経営する企業にとって不利に働いていると考え、このことに対して異議を申立てたのであった。ブラムによれば、「高学歴で裕福なアフリカ系アメリカ人や女性が所有する企業に契約を発注していたのでは、社会正義は実現できない」という。このように、ブラムは、契約の締結における「不公平性」を問題にしたわけであるが、それはブラムの次の言葉により明示的である。「1996年と1997年に、専門職の分野でアフリカ系アメリカ人が経営する企業が受けた契約の70%は、5名の個人に授与されたのである。その契約が助けを必要としている人々に渡っていたなら、どれだけ多くの人がある恩恵を受けたことであらうか」。こう述べて、ブラムは、肌の色や性別に基づかない政策の実現を求めたのであった。「A.A. はカラー・ブラインドであるべきだ。政府の役割とは機会を必要とするすべての人に機会を拡大することである。肌の色やジェンダーが原因で人々は機会の実現から阻害されるべきではない」(Brooks 1997)。このような理由からブラムは、人種やジェンダーに基づいて施行されている同市の A.A. に異議を申し立てるため提案の提起に踏み切ったのであった。

ところで、そもそもここで問題となっているヒューストン市の契約分野における A.A. とはいかなるものだったのであろうか。その起源は、1984年に採用された一つの法令にさかのぼる。これは、女性やマイノリティが経営する企業に対して市が契約を授与する際、パーセンテージに基づいた目標を設定し、これを強化する権限を市議会に与えたものであった。この結果、契約の種類によって異なったものの11%から24%の範囲で女性やマイノリティが経営する会社に契約が授与されることとなった (Ibid)。このように、1984年以降、契約の分野で A.A. が採用されたわけであるが、それ

でもなお白人男性が経営する企業の契約受注は、全契約の95%を占めていた。住民提案A号が提起された1997年時においても同集団は全契約の80%を受注していた。同市における人種別の人口動態比率に占めるマイノリティの割合が60%に対して、白人が40%であることに鑑みるなら、白人男性による契約受注率が依然として高いものであったことが分かる<sup>9</sup>。しかしながら、このように、女性やマイノリティが運営する企業に対して、一定の割合の調達や契約を行うといった、いわゆるセツアサイド・プログラムは、「不公平」であるとして多くの白人男性によって問題視されたのであった。

果たして、ブラムは1997年の春に、住民提案を投票に付すべく署名収集を開始した。その際、ブラムを物心両面で支援した人物がいた。カリフォルニア州においてA.A.の撤廃に尽力したコナリーである<sup>10</sup>。その時のコナリーの助言は、ブラムの組織名、ならびに住民提案A号の文言に「カラー・ブラインドネス」という着想を与えた。前者に関して、ブラムは、カリフォルニア州におけるA.A.撤廃提案であるCCRIを踏襲して、自身の組織名を「ヒューストン公民権提案」(the Houston Civil Rights Initiative)と名付けた。また、後者に関して、ブラムは、カリフォルニア州における住民提案209号と同一の文言を採用した(Brooks 1997)。その結果、住民提案A号の文言は次のようになった。すなわち、「人種・性別・肌の色・民族・出身地に基づいて、差別を行わず、また優遇措置を付与しないこととする」(Verhovek 1997)。このように、コナリーの助言が公民権運動の理念を戦略的に援用していることから明らかなように、そこにカラー・ブラインドの理念が反映されていることに疑いの余地はない。この理念を実現するにあたり、コナリーはさらに各種の支援を行った。例えば、コナリーは、ヒューストン市を数回訪れて住民提案A号を代表して演説を行ったのみならず、自身が設立した団体であるアメリカ市民権連合(the American Civil Rights Coalition)を通じて、ブラムに対し20,000ドルの献金を行った(Connerly 2000, 216)。このように、コナリーは、カラー・ブラインド社会を実現すべく物心両面においてブラムを支援したのであった。

しかしながら、カラー・ブラインドネスを徹底しようとするこの計画は水泡に帰す。1997年11月5日、住民提案A号は54%対46%で否決されたのである。同提案が否決された要因として、一つには、同市の市長・経済界が多様性を確保するという観点からA.A.の擁護に回った点、いま一つには、提案の文言が投票に際して改訂された点が挙げられる。

先ず、前者に関して、住宅開発業者で裕福な白人男性であるボブ・ラニア(Bob Lanier)市長は、出演したテレビ番組や市全域で展開したキャンペーンの中で、住民提案A号に反対を唱えた。その際、ラニアは決まって次のように述べた。「私みたいな[白人の]男たちが市の職種の全てを牛耳っていた時代に時計の針を巻き戻さないようにしましょう」(Verhovek 1997)。このようにラニアが述べた背景には同市が抱える人種・民族的多様性があった。この点に関して、ラニアは次のように語っている。「ヒューストンは国際都市だ。そのような状況にも拘らず、ヒューストンをレッドネック[日焼けして首の回りが赤くなった白人労働者]の都市(Redneckville)として捉えるのは全くの間違いだ」(Brooks 1997)。このような多様性に対する認識からA.A.を擁護したラニア市長に地元経済界も同調した。例えば、エクソンやエンロンといった大手企業は、住民提案A号に反対を呼び掛



けるためテレビやラジオ広告の作成費用を援助した。また、住民提案 A 号に反対の立場を取る「一つのヒューストン」(One Houston) と呼ばれる政治活動委員会は、およそ260,000ドルの資金調達に成功したのであるが、同委員会に献金を行ったのは企業の指導者たちであった。彼らは献金を行った理由として A.A. が経済発展に寄与することを挙げた。この点に関して、シェルオイルの代表取締役であるフィリップ・キャロル (Philip Carroll) は次のように述べている。「これまで締め出されてきたヒューストン・コミュニティの一部が経済に参入することを拡大した点でそれ [A.A.] は成功してきたのである」(Brooks 1997)。このように、経済界は A.A. を通じて多様性を確保することが経済発展にとって重要であるという立場から、住民提案 A 号に対して反対を行ったのであった。

次に後者の要因に関して、A.A. 擁護派である市長と市議会は投票に先立ち住民提案の文言を改訂した (Verhovek 1997)。先に見たように、住民提案 A 号は、コナリーの助言に基づき、「人種・性別・肌の色・民族・出身地に基づいて、差別を行わず、また優遇措置を付与しないこととする」と規定していた。この文言中で使用されている「差別」や「優遇措置」という語は「A.A.」を示唆しているのであったが、このことは条文中に明確に規定されていないため多くの混乱をきたした。このような誤解が生じないように、ラニア市長と市議会は、同提案が「A.A.」を廃止するものであることを明確にしたのであった。果たして、住民提案 A 号は以下のように改訂された。「ヒューストン市における雇用や契約実施時に採用されている女性やマイノリティのための A.A. を廃止すべく、ヒューストン市民憲章を修正すべきであろうか。[市民憲章の修正によって] 現行の方策が廃止されるだけにとどまらず将来同様の方策を施行することも出来なくなるのである」と (Brooks 1997)。この文言の改訂が投票結果に与えた影響は過小評価できない。ヒューストン大学とライス大学が合同で行った世論調査では、改訂前の提案は70%の支持を得て可決されるだろうという結果が出ていた。ところが、提案が改訂され、それが A.A. を廃止する提案であることが分かると支持率は47.5%にまで減少したのであった (Verhovek 1997)<sup>11</sup>。

以上のように、市長ならびに経済界が A.A. 擁護の立場から活動を展開し、また住民提案 A 号が A.A. を廃止するものであることが分かるように改訂された結果、同提案は否決されるに至った。このような A.A. 擁護論の根底には、「国際都市」ヒューストンの「経済発展」にとって重要な理念である「多様性」を確保するという目的があった。そして、このような目的の共有から派生した市長と経済界による連帯は、ヒューストン市に特異なものであった。カリフォルニア州における A.A. 擁護団体である「教育機会を求める学生連合」(Students for Educational Opportunity) で共同議長を務めるアンドレア・ゲレロ (Andrea Guerrero) は、この点に関して次のように述懐している。「ヒューストン市では、市長・大企業・地域社会の指導者等が一致団結し A.A. への支持を唱えた。このことは、カリフォルニア州で住民提案209号が可決された時には見られない光景であった」(Guerrero 1998)。果たして、ヒューストン市における A.A. 撤廃提案は否決されるに至った。このことは、敷衍して言えば、A.A. 廃止派が標榜した徹底したカラー・ブラインド論が多様性擁護論の前に初の敗北を喫した瞬間でもあった。では、同様に住民提案を否決したコロラド州ではどのような趨勢を辿ったのであろうか。以下では、この点について見てみよう。

## 2) コロラド州における修正案46号の否決

2008年11月、コロラド州民は、同州で提起された A.A. 廃止提案である修正案46号を反対51%対賛成49%の僅差で否決した。一度投票に付された提案が州規模で否決されるのは、これが初めてのことであった。この結果を受けて、2010年9月、コロラド大学ボルダー校は、修正案46号が否決された要因に関して分析を行うべく一つのレポートを公表した。その中で、投票結果に影響を与えた第一の要因として、圧倒的多数のコロラド州民が、投票日に A.A. を支持する意向であった点を挙げている。このため、仮に修正案46号が A.A. の廃止を明確に謳っていたものであったならば、修正案は66%対34%の大差で否決されていただろうと分析している。このことは、翻って言えば、多くの有権者が、修正案46号の文言や意図に困惑していたということと直接の関係がある。現に、ボルダー校が調査を行った有権者507名中261名は、投票時に修正案46号に賛成票を投じることが A.A. の支持につながると誤解していたという事実からもそのことは窺い知れる (University of Colorado 2010, 1, 4)。ところが、コロラド州では、先のヒューストン市とは違って、投票に先立ち提案の文言が改訂されることはなかった。では、同州において提案が否決された要因とは何だったのであろうか。

ボルダー校の調査によれば、提案否決の重要な要因として、メディアが果たした役割が挙げられている。それによると、修正案46号が提起された2007年4月23日から投票が行われた2008年11月4日の間に刊行された総計355のソース<sup>12</sup>を分析した結果、修正案46号に反対の立場を取る論説は賛成の立場を取る論説のほぼ2倍の頻度で刊行されたという (Ibid 4) <sup>13</sup>。これら修正案に反対の立場を採る論説の中で、最も高い頻度で論じられたテーマは、文言の曖昧性や「署名収集時における不正」に関するものであった (Ibid 9)。

先ず、前者に関して、ある新聞記事は、25才の黒人女性ダラ・パーウェル (Dara Burwell) のケースを取り上げることによって、文言の曖昧性を指摘している。パーウェルは昔から熱烈な A.A. の支持者であった。彼女はダウンタウンにある図書館の外で、1人の若い黒人男性に声をかけられた時のことを振り返っている。話題の内容は、マイノリティにとっての正義の実現方法に関するものであった。パーウェルは、請願書に目を通し、それが「典型的な差別撤廃条項」であると考え、それに署名をした。しかしながら、後に請願書の真の目的を知ったパーウェルは、文言が「あまりにも欺瞞的である」として怒りをあらわにしたのであった (Anonymous 2008; Frosch 2008) <sup>14</sup>。このように、メディアは、一人称の語りを通じて、文言の曖昧性を有権者に伝えたのであった。

また、後者に関して、「不正」が行われていたことを報じたメディアも存在した。例えば、ある記事は、コロラド・ユニティ共同議長ビル・ヴァンデンバーグ (Bill Vandenberg) の証言を掲載している。それによれば、マーティン・ルーサー・キング記念日にデンバーで行われた行進やデンバー大学でバラク・オバマ上院議員が演説を行った際に、コナリーの支持者は、とりわけマイノリティのメンバーから署名を集めようとしていたという。ヴァンデンバーグによれば、「人々は、これ [提案] によって差別が終わるであるとか、時にはこれ [提案] は実際のところ A.A. を支持するものであると告げられた」という (Frosch 2008)。このように、文言の曖昧性に起因する有権者の混乱

に乗じて、虚偽の説明がなされていたことをメディアは報道したのであった。

このように、コロラド州では、先に見たヒューストン市とは異なり、文言それ自体が改訂されることはなかった。しかしながら、各メディアは、提案中における文言の曖昧性や署名収集時における「不正」について有権者の注意を喚起し続けることによって、その投票パターンに影響を与えたのであった。このような報道の意義とは、「差別」や「優遇措置」という言葉を「A.A.」の同義語とした上で、その廃止を目論むという、提案推進派が当初から一貫して採用してきた戦術の実態を白日の下にさらしたという点にあったと言えよう。

## おわりに

以上のように、本論では、住民提案が投票に付された諸州を対象として、提案推進のプロセスを見てきた。その際、各州の住民提案にはある共通性が見られた。それは、公民権法の理念や文言の援用、「A.A.」から「優遇措置」という語彙への戦略的転換、ならびに「黒人」保守主義者を運動の先頭に据えるという戦術であった。当初、このような戦術に対して共和党は集票マシーンとしてこの提案を利用しようとした。しかしながら、提案への同調が党にとって選挙対策上、不利に働くことが分かると、共和党指導者らは提案に対する支援を自粛したのであった。果たして、提案推進派は、既存政治からの脱却を唱え、ポピュリスト的性格を強めていった。

一方で、A.A.擁護派は、州を経るごとにその支持基盤を拡大し、提案推進派が用いた戦術に抗おうとした。具体的にそれは、曖昧模糊とした文言に対する注意の喚起や、さらには文言それ自体の修正という形をとり、実際に、ヒューストン市においては、提案の否決という形でそれは実を結んだ。また、コロラド州においては、文言それ自体が改訂されることこそなかったが、各メディアが文言の曖昧性や署名収集時における「不正」について大体的に報道を行った結果、同州はA.A.廃止提案を否決することに成功したのであった。

このように、提案否定派が文言の曖昧性に注意を喚起し、その定義を明確化せざるを得なかった背景には、住民提案における文言の多義性があったことは言うまでもない。本論で見てきたように、A.A.廃止派は提案を提起することによって、「差別」の撤廃を訴えたのであるが、この「差別」が意味するのはマイノリティに対して歴史的に行われた過去の差別、もしくは現在も存続する差別では決してなく、白人男性に対する「差別」、つまりは「逆差別」的な慣行としてのA.A.を想定していたということである。このような「差別」の二義性に言及しないという戦術が投票パターンに与えた影響を重く見て、コロラド大学ボルダー校によるレポートは、次のような提言を行っている。それは、コロラド州の修正案46号と同様の文言を用いた提案は、その真意や意図を明確にするためにも書き換えられるべきだ、というものである。それというのも、これまで、カリフォルニア・ワシントン・ミシガン・ネブラスカの各州において可決された住民提案は、その全てが「A.A.」という文言を使わずして「A.A.」を廃止する目的で提起されたという事実があったからである。ただし、同レポートは、唯一の例外として本論でも触れたヒューストン市の事例を挙げ、ヒューストンでは、「A.A.」という文言が提案中に明確に記載されたがために、有権者は提案の意図やそれがもたらす

結果に惑わされることなく、提案の否決を実現したのではないかとの推測を行っている。このようなことから、同レポートは、「差別」とか「優遇の扱い」といったような「婉曲的かつ広義に解釈が可能な表現」は、提案中において使用されるべきではないということを改めて強調したのであった (University of Colorado 2010, 13)。

加えて、住民提案の投票プロセスにおけるいま一つの特徴として、提案推進派が肌の色や人種等といった差異を一切斟酌しないカラー・ブラインドの理念を謳いつつも、実際は肌の色を意識したカラー・コンシャスな戦術を多用したという事実が挙げられる。そのことは、提案の文言やタイトルが1960年代の公民権運動の理念を踏襲している点や、運動の推進役にコナリーという「黒人」保守派が据えられた点、ならびに署名収集者としてマイノリティが起用されたり、またはマイノリティを対象としたイベント時に、マイノリティから組織的に署名を集めることが画策された点など枚挙にいとまがない。これは裏を返せば、肌の色の違いが重要な意味を持つという点で、合衆国社会が依然としてカラー・ブラインド社会を実現していないことを物語っている。と同時に、コナリーの運動が、差異を利用することによって、差異を捨象しようという撞着とアポリアを本質的に包含していたことの証左とも言える。今後は、コナリーの言動に着目した上で、彼の議論ならびに運動への関わりを子細に分析してみたい。

## 注

- 1 例えば、全米でいち早く A.A. を廃止したカリフォルニア州の場合、提案が提出されてから法律として施行されるまでには以下の手続きがとられる。1 起草→2 州司法長官に提案の題目と要約の提出、同時に供託金の支払い→3 必要に応じて財政上の分析を行った上で、州司法長官は正式な題目と要約を用意し、提案者と州務長官、州議会上下両院にその写しを提出。州議会は必要に応じて公聴会を開催。→4 署名集め→5 提案者による請願書の提出→6 署名の確認→7 州務長官は、必要な署名数が確保されたとする証明書と司法長官が準備した題目を州議会上下両院に送付。州議会は必要に応じて公聴会を開催。→8 州民発案として採択。この時点で、プロポジションとして番号が付与される。→9 投票→10 州法の制定・修正あるいは州憲法の修正 (賀川 2005, 7-19)。
- 2 チャヴェスの研究は、カリフォルニア州における A.A. の廃止過程を政治学の観点から考察したものである。同研究は、同州における A.A. 廃止提案である住民提案209号が可決されるまでの一連の流れを広く州内外における政治的言動を中心に通史的な叙述を行っている (Chavez 1998)。一方、ストヴァルは人種的不平等を暴くための理論である批判的人種理論 (Critical Race Theory) を援用することによって、住民提案209号を人種差別およびマイノリティ排除の文脈に位置付けており、人種の違いを意識しない「カラー・ブラインド」な政策を否定的に解釈している (Stovall 2001)。
- 3 なお、住民提案を投票に付すことが画策されるも、それが実現しなかった州としては、1999年のフロリダ州、2008年のアリゾナ州、2008年のオクラホマ州、2008年のミズーリ州が挙げられる。
- 4 各提案の詳細に関しては以下を参照のこと。 [http://www.ballotpedia.org/wiki/index.php/Main\\_Page](http://www.ballotpedia.org/wiki/index.php/Main_Page) (last visited, Jan. 10, 2011) .
- 5 同協会のウェブに関しては以下を参照のこと。 <http://www.acri.org/about.html> (last visited, Nov. 19, 2009) .
- 6 ワシントン州において A.A. を支持した企業としては、ボーイング、高級デパートのノードストローム、カジュアルウェア、アウトドア用品ブランドのエディー・パウアー、マイクロソフト、スターバックス等

- が挙げられる (Holmes 1998; Stein 2008)。
- 7 その他の主要な企業ならびに企業関係者としては、以下が挙げられる。デトロイトのグリークタウン・カジノ (Schmidt 2006)、ミシガン AT&T 社長ゲイル・トリアーノ (Gail Torreano)、DTE エネルギー最高経営責任者トニー・アーリー (Tony Earley)、ブルークロス/ブルーシールド [民間非営利健康保険会社] の最高経営責任者被任命者ダニエル・ロエップ (Daniel Loepp)、GM 副社長兼相談役トム・ゴットシャルク (Tom Gottschalk)、ディキンソン・ライト法律事務所所長である (Barillas 2006)。
  - 8 その他の主要な政治団体としては以下が挙げられる。米国自由人権協会、ミシガン・カトリック協議会、アラブ系アメリカ人協会、キリスト教女子青年会である (Stein 2006)。
  - 9 なお、市の契約費の総額は、道路建設費・司法サービス費・事務用品費など全てを含めると年間10億ドルに及ぶ (Mason 1997)。
  - 10 ナリーは、どのような経緯で両者の関係が始まったのかについて自著の中で次のように述懐している。「カリフォルニアでの選挙が終わってすぐにブラムは私に電話をかけてきた。彼は自己紹介を終えると、[住民提案を投票に付すための活動を]いかに進めるべきか助言を求めてきたのである。それから数か月間、我々は複数回にわたって長い間話し込んだのであった」(Connerly 2000, 213)。
  - 11 このように文言の変化が投票行動に与えた影響は、ワシントン州における A.A. 撤廃提案である「住民提案200号」(Initiative 200) に関する世論調査でも表れている。メーソン・ディクソン政治・メディア研究所がワシントン州全域で行った世論調査では、「差別」や「優遇措置」の廃止を規定した同提案に対しては55%が支持、35%が不支持を表明した。しかしながら、この提案がワシントン州における多くの A.A. 政策を廃止するものであることが伝えられると、提案に対する支持は46%、不支持は40%という結果になった (Verhovek 1998)。
  - 12 これら355のソースの内訳は以下のとおりである。社説43、広告21、テレビ放映を含むニュース257、ならびに特集ページ34である (University of Colorado 2010, 4)。
  - 13 なお、修正案46号に反対の立場を取り、A.A. の存続を求める社説を掲載した新聞社としては、以下が挙げられている。Boulder Daily Camera, Denver Business Journal, Denver Post, Durango Herald, Greeley Tribune, Longmont Daily Times-Call, Loveland Reporter-Herald である。とりわけ Denver Post は修正案46号に強固な反対の姿勢を示しており、反修正案の社説を7回刊行したという。これに対して、修正案を擁護する社説を掲載した新聞としては、Colorado Springs Gazette と Rocky Mountain News の名が挙げられている (University of Colorado 2010, 9)。
  - 14 その他には、78歳のアフリカ系アメリカ人女性フレディ・ホワイトニーの例が挙げられている。彼女がスーパーマーケットから出た時、3人の若い男性が近づいてきた。彼らは礼儀正しく彼女に声をかけ、彼女が差別に反対かどうかを尋ね、仮にそうであるなら、州内の差別的慣行を法的に撤廃する請願書に署名してくれるよう懇願した。ホワイトニーは書類にさっと目を通し、それに署名をした。それから数週間後、自分が署名したのが実は A.A. 廃止提案であったことを知った彼女は衝撃を受けたという。その上で彼女は次のように述懐した。「私はこう感じました。しまった、何てことをしてしまったのだろうと。私には A.A. の恩恵を受けている子どもたちや孫たちがいるというのに」(Frosch 2008)。

## 参考文献

- Anonymous. (2008, April 14). Woman alleging voter fraud a prominent diversity activist, *Face The State*.
- Barillas, M. (2006, April 11). One United Michigan takes on: Dozens of Michigan political, labor, and non-governmental leaders have agreed to join a campaign under the auspices of "One United Michigan" opposing level affirmative action programs, *Spero*.

- Becker, J. (1999, June 25). Connerly hopes to gain support of both Bushes, *St. Petersburg Times*.
- Bennett, B. (1999, July 31). Affirmative-action foe gets 43,000 signatures, *Miami Herald*.
- Brooks, A. P. (1997, November 3). All eyes on Houston's affirmative action law: In Tuesday's elections, city could become first outside California to ban minority preferences, *The Austin American-Statesman*.
- Chavez, L. (1998). *The color bind: California's battle to end affirmative action*. Berkeley: University of California Press.
- Cohen, A. (1999, August 2). Affirmative-action face-off: Florida Republicans are resisting Ward Connerly's fight against racial preferences, *Time Magazine*, Vol. 154 No. 5.
- Connerly, W. (2000). *Creating equal: My fight against race preferences*. San Francisco: Encounter Books.
- (2000, March 23). Speech to Ronald Reagan lecture series, at Ronald Reagan Presidential Library.
- (2001, May 12). Warriors of freedom, at Hillsdale College's East Lawn.
- (2003, April / May). "Live" with TAE: Ward Connerly. *The American Enterprise*.
- Frosch, D. (2008, April 1). Colorado petition draws charges of deception, *The New York Times*.
- Guerrero, A. (1998, March 9). Students launch campaign to restore affirmative action in California: The prohibition on affirmative action has had devastating consequences on diversity. *Motion Magazine*.
- Holmes, S. A. (1998, May 4). Washington state if stage for fight over preferences, *The New York Times*.
- Mason, J. (1997, November 5). Voters keep affirmative action program alive, *Houston Chronicle*.
- Media Transparency. (n.d.). Ward Connerly & the American Civil Rights Institute.
- Neal, T. M., and Broder, D. S. (1999, May 15). Affirmative action tears at Fla. GOP, *Washington Post*.
- Payne, H., and Dalmia, S. (2006, November 22). Election silver lining, *Washington times*.
- Pusser, B. (2004). *Burning down the house: Politics, governance, and affirmative action at the University of California*. Albany: State University of New York Press.
- Saenz, L. P. (2010). Education policy by ballot box: Examining the impact of anti-affirmative action initiatives. (Doctoral Dissertation, University of Colorado at Boulder, 2010).
- Schmidt, P. (2006, November 17). Michigan overwhelmingly adopts ban on affirmative-action preferences: Foes of the ballot measure vow to keep fighting while supporters eye new fronts, *The Chronicle of Higher Education*.
- Stein, H. (2006, Autumn). Now the GOP is for affirmative action? : Abandoning principle may not even be smart politics, *City Journal*.
- (2008, April 16). Racial-preference ballot go national: Initiatives in four states could shape the presidential election, *City Journal*.
- Stovall, D. O. (2001). Possessive investment: California, 209 and the reconstruction of racist educational policy. (Doctoral dissertation, University of Illinois Urbana, 2001) .
- Taylor Jr., S. (2006, November 20). Opening argument: Michigan voters defy the establishment, *National Journal Monday*.
- University of Colorado at Boulder. (2010, September 9) . Investigating the defeat of Colorado's Amendment 46: An analysis of the trends and principal factors influencing voter behaviors.
- Verhovek, S. H. (1997, November 2). Houston to vote on repeal of affirmative action, *The New York Times*.
- (1998, October 20). In a battle over preferences, race and gender are at odds, *The New York Times*.
- 賀川真理 (2005) 『カリフォルニア政治と「マイノリティ」』 不磨書房。
- 上坂昇 (1992) 『増補アメリカ黒人のジレンマ「逆差別」という新しい人種関係』 明石書店。